

総合センターだより



かわにししろうごう かわにしりんほかん かわにしじどうかん
川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)

平成30年(2018年)

6

月号

ぼしよ びょうごけんかわにししひだちちやう ほん ごう きやうりつびやういん むか
場所：〒666-0032兵庫県川西市日高町1番2号(協立病院の向い)

TEL：072-758-8398 FAX：072-758-2132

ホームページ：http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shisetsu/1002909/sogo_list/index.html

だんじょきやうどうさんかくしゅうかん

6月23日から29日は「男女共同参画週間」です

ないかくふ だんじょきやうどうさんかくすいしんほんぶ ごうせい ふ しょうちやう しゅしやう へいせい ねん こうふ しこう
内閣府や男女共同参画推進本部を構成する府省庁が主唱し、平成11年6月23日に公布・施行
された「男女共同参画社会基本法」の目的や基本理念に関する国民の理解を深めるため、毎年6月
23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な行事などを通じ、男女共同
参画社会の実現に向けた取り組みが行われています。

だんじょきやうどうさんかく じょせい だんせい
男女共同参画とは、「女性(男性)とはこうあるべき(こ
ういうもの)」という固まった考え方によって行動や考え方、
生き方を制限されることなく、男女がよきパートナーとして
お互いに尊重しあい、性別にかかわらず、様々な生活の場面
で一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できるようにしよ
うということです。

とくい
得意なこと、できないことがあっても、それはその人のか
けがえのない個性としてとらえられ、一人ひとりが自分らし
く生きられる社会、「女性」や「男性」というイメージにあて
はめられることなく、一人ひとりが持っている個性や能力を
十分に発揮できる社会、そういう社会が男女共同参画社会
です。

きかい わたし だんじょ
この機会に、私たちのまわりの男女のパートナーシップに
ついて考えてみませんか？



総合センターの相談事業

せいかつじんけんそうだん まいしゅう げつ か すい もくようび ごぜん じ ごご じ
生活人権相談 毎週 月・火・水・木曜日の午前9時～午後5時

ほけんそうだん しほけん きやうりよくじぎやう
保健相談(市保健センター 協力事業)

まいつき だい すいようび ごご じ ぶん じ
毎月 第1水曜日の午後1時30分～3時 6月は6日、7月は4日です。

そうだん がくしゅうかい
セクマイ相談・学習会 セクシュアルマイノリティ(性的少数者。性同一性障害、同性愛の人たちなど)
の人権相談・学習会ですが、当事者でない方も参加できます。

まいつき だい もくようび ごご じ ぶん じ
毎月 第4木曜日の午後1時30分～4時 6月は28日、7月は26日です。

このセンターだよりは市役所内で印刷しています。